

## 東京都環境保健対策専門委員会設置要綱

## (設置目的)

第1 環境保健に係る諸問題を検討し、その対策を樹立するため東京都環境保健対策専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 委員会は、次の事項について調査審議し、その結果を保健医療局長に報告し、必要に応じて意見を具申する。

- (1) 環境による健康影響調査の重要事項に関すること。
- (2) 環境による保健医療施策の基本的事項に関すること。
- (3) その他環境保健施策に関すること。

## (組織)

第3 委員会は、環境保健に関する学識経験のある者のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員25人以内で組織する。

## (委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

## (分科会)

第6 次の専門的事項について調査審議するため、委員会に分科会を設置する。

- (1) 大気汚染保健対策
  - (2) 化学物質保健対策
  - (3) 騒音保健対策
- 2 分科会は、学識経験のある者のうちから保健医療局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
  - 3 分科会の委員の任期については、第4の規定を準用する。
  - 4 委員会は、その定めるところにより、分科会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

## (分科会の組織)

第7 分科会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 分科会の委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は分科会の会務を掌理し、その結果を保健医療局長及び会長に報告する。
- 4 副委員長については、第5の副会長に関する規定を準用する。
- 5 分科会の運営については、別に定めるものの他、委員会の運営に関する規定を準用する。

(作業委員会)

第8 分科会に、調査を実施し、その結果の具体的検討を行うため、作業委員会を設置することができる。

2 作業委員会の組織及び運営について、別に定めるものの他、分科会に関する規定を準用する。

(委員会の招集等)

第9 委員会、分科会及び作業委員会（以下「委員会等」という。）の招集は、保健医療局長が行う。

2 保健医療局長は、必要に応じて委員会等に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(委員会の公開等)

第10 委員会等の会議並びに会議に係る検討資料及び会議録等（以下、「会議録」という。）は、公開する。ただし、会長、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、会長又は委員長は、必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第11 委員会等の庶務は、保健医療局健康安全部環境保健衛生課において処理する。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和45年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。